

答 申 の 概 要

|               |  |           |               |
|---------------|--|-----------|---------------|
| 件 名           | 特定市から実施機関に提出された自己所有の建物に係る報告書等に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第32号）         |           |               |
| 本件保有個人情報      | 特定市から実施機関に提出された審査請求人所有の建物（以下「本件建築物」という。）に係る報告書及び添付資料           |           |               |
| 主 な 非 開 示 理 由 | 条例第 17 条第 7 号（事務又は事業に関する情報）                                    |           |               |
| 実 施 機 関       | 静岡県知事  |           |               |
| 諮 問 年 月 日     | 平成 30 年 5 月 18 日   | 答 申 年 月 日 | 令和元年 7 月 30 日 |
| 主 な 論 点       | 本件保有個人情報を開示することにより、特定市及び実施機関の今後の建築行政の円滑な遂行に支障を来すおそれがあると認められるか。 |           |               |

審査会の結論

実施機関が非開示とした部分のうち、その一部は開示すべきである。

審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、本件建築物に係る違反を覚知した特定行政庁（建築基準法（昭和 25 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 2 条第 35 号に規定するもの。以下「本件特定行政庁」という。）が、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業者等の監督権限を有する実施機関に対し、国土交通省の通達文書「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」（平成 18 年 5 月 11 日国住指第 541 号。以下「本件技術的助言」という。）に基づき提出した文書に記録された保有個人情報である。

当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、本件保有個人情報は、「違法行為等に関する情報の提供について」という標題で本件特定行政庁が実施機関に提出した報告書（以下「文書 1」という。）及び①から⑤までの添付資料（以下「文書 2 から文書 6 まで」という。）に記録されており、実施機関は、文書 1 のうち、添付資料の項の②から⑤までの添付資料の名称及び文書 3 から文書 6 までの全て（以下「本件非開示部分」という。）を条例第 17 条第 7 号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件非開示部分を開示することを求めていることから、以下、本件保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

(2) 本件非開示部分の非開示情報該当性について

ア 文書 1 について

文書 1 は、本件技術的助言に基づき、本件特定行政庁が実施機関に提出した報告書である。文書 1 に係る本件非開示部分は、「《添付資料》」の項に記載された文書 2 から文書 6 までの名称のうち、文書 3 から文書 6 までの名称が記載された部分である。

実施機関は、本件技術的助言を基に情報提供がなされる際の報告書の添付資料は各特定行政庁により異なり、どのような資料が添付されるかは特定行政庁及び実施機関の指導や調査等の手法に密接に関わる事項であるため、文書 3 から文書 6 までの名称を開示すると、本件特定行政庁及び実施機関における調査の進捗状況等が明らかとなり、関係書類の破棄や偽造、法令違反の隠蔽のための談合など、本件特定行政庁及び実施機関による指導や調査の対抗措置を取られることが想定され、法令違反に係る正確な事実の把握を困難にし、今後の建築行政の円滑な遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第 17 条第 7 号に該当し、非開示が妥当と主張する。

確かに、本件技術的助言に基づく情報提供の際にどのような資料を添付するかは、特定行政庁や事案に応じて様ではないとは思われる。しかしながら、本件技術的助言には情報提供の際に添付する資料の種類が列挙されているため、どのような資料が添付されるかは、ある程度推測が可能である。また、当審査会で本件非開示部分を見分したが、具体的な記載は日付のみであり、文書 3 から文書 6 までの名称のみから、本件特定行政庁や実施機関における違反調査の進捗状況等が明らかになるものとは認められなかった。

したがって、文書 1 に係る本件非開示部分は条例第 17 条第 7 号に該当するとは認められず、開示すべきである。

イ 文書 3 について

文書 3 は、本件特定行政庁が建築物等の違反を覚知した場合に作成する処理簿であり、当該建築物の概要及び本件特定行政庁における処理経過等が記載されている。実施機関はその全てを非開示としてい

るが、このうち、文書3の名称については、上記アにて開示すべきと判断したところである。また、各欄の表頭については、いずれも一般的な記載項目にすぎないことから、条例第17条第7号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

以下では、文書3の各欄における記載内容について、条例第17条の非開示情報該当性について検討する。

なお、「発見種別」の欄にあらかじめ記載された複数の違反覚知の方法の記載については、具体の事案に応じて該当するものを丸で囲んで記録することになるため、表頭そのものではなく記載内容として扱い、以下、検討する。

(ア) 本件建築物の概要に係る記載内容について

「建築位置」、「建築主住所・氏名」、「工事施工者住所・氏名」、「設計者住所・氏名」、「工事監理者住所・氏名」、「宅地建物取引業者氏名・名称・住所」、「地域・地区都市計画関係」、「違反建築物の概要」、「工事年月日」、「確認年月日・番号」、「確認した建築主事（機関）名」、「工事進捗状況」といった本件建築物の概要に係る欄に記載された内容は、本件建築物を所有する審査請求人であれば当然に知り得る情報であると認められる。これらを開示しても、本件特定行政庁及び実施機関における今後の建築行政の円滑な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められず、条例第17条第7号に該当しないため、開示すべきである。

(イ) 「発見種別」欄の審査請求人の申し出に係る記載内容について

実施機関によると、「発見種別」とは、本件特定行政庁が違反を覚知する方法であり、当該欄には複数の種別が記載されているが、通常、本件特定行政庁等がどのような方法によって建築物の違反を覚知しているかは、公表されていないということである。

この点、実施機関に対し改めて確認すると、本件建築物に係る違反事実の把握の端緒となったのは、審査請求人からの申し出であったとのことである。したがって、当該記載部分については、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示することにより、本件特定行政庁及び実施機関における今後の建築行政の円滑な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められない。よって、条例第17条第7号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 「調査員」及び「担当者印」欄の記載内容について

実施機関によると、「調査員」欄に記載するのは、本件特定行政庁の職員のうち違反建築物に関する事務担当者の氏名であり、「担当者印」欄に記載するのは、処理経過欄に記載された対応を行った職員の氏名とのことである。当審査会にて当該欄の記載を見分すると、職員の氏名や所属名が記載されていた。

これらを開示しても、本件特定行政庁及び実施機関における今後の建築行政の円滑な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められず、条例第17条第7号に該当しないため、開示すべきである。

(エ) その余の記載内容について

その余の「調査日」、「発見種別」（上記イ)で判断した部分を除く。）、「違反の内容」及び「処理年月日」、「処理経過」の欄に記載された内容を明らかにすると、本件特定行政庁が審査請求人が知り得る方法以外によっても、違反を覚知したかどうかを審査請求人に推測されてしまうことになる。このように、違反建築物に係る情報提供等があった事実が違反建築物の関係者に明らかになることが前提となると、今後、建築物等に係る違反を発見した者が情報提供を躊躇するおそれが生じると認められる。また、本件特定行政庁が違反を覚知した際の状況や違反事実を把握するための技法等が明らかになり、違反の発見をおそれる者が隠蔽などの対抗措置を講ずるおそれが生じると認められ、本件特定行政庁及び実施機関における違反事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第17条第7号に該当し、非開示が妥当である。

ウ 文書4について

文書4は、本件特定行政庁が法第12条第5項に基づき、本件建築物の関係者に提出を求めた報告書の写しである。本件特定行政庁は、関係者Aが提出した報告書（以下「文書4-1」という。）及び関係者Bが提出した報告書（以下「文書4-2」という。）を受領し、その名称並びに各欄の表頭及び記載内容の全てを非開示としているが、このうち、文書4-1及び文書4-2の名称については、上記アにて開示すべきと判断したところである。また、表頭については、一般的な記載項目にすぎないことから、条例第17条第7号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

以下では、文書4-1及び文書4-2の各欄における記載内容について、条例第17条の非開示情報該当性について検討する。

(ア) 文書4-1について

a 「現在までの経過概要」欄の記載内容について

当該部分には、関係者Aの主観による本件建築物に係る現在までの経過が記載されていると認められ、これらについて審査請求人が知り得る情報であるとする特段の事情も見受けられない。これらを開示すると、今後、本件特定行政庁により報告を求められた関係者が、他の関係者等に当該部分を開示されることを懸念し、率直な意見等を記載することを躊躇するなど、本件特定行政庁及び実施機関における違反建築物に係る法令違反の事実の把握を困難にするおそれがあると認められ、条例第17条第7号に該当し、非開示が妥当である。

b その余の記載内容について

上記aで判断した部分以外には、関係者Aの氏名、印影、本件建築物の概要及び工事完了までの経過が記載されており、図面及び写真が添付されている。

文書4-1は、法第12条第5項に基づき、本件特定行政庁が本件建築物の関係者に報告を求めたものであり、同項によると特定行政庁が報告を求めることができる対象者は、建築物の所有者、建築主、設計者、施工者及び工事管理者等と規定されている。この点、審査請求人は建築物の所有者兼建築主であるため、審査請求人が関係者Aを推認することは可能であると考えられる。

また、建築物の概要、図面及び写真については、本件建築物の所有者である審査請求人にとっては、当然に知り得る情報であると認められ、これらを開示しても、本件特定行政庁及び実施機関における今後の建築行政の円滑な遂行に支障を来すおそれがあるとは言い難く、条例第17条第7号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

(イ) 文書4-2について

a 関係者Bの印影について

上記(イ)bと同様に、関係者Bの氏名については、審査請求人が知り得る情報であると認められるが、印影については、関係者Bがどのような印影を用いるのかについて、審査請求人が必ずしも推認できるものとはいえず、当該印影について審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該印影については、条例第17条第3号に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

b その余の記載内容について

上記aで判断した部分以外には関係者Bの氏名、建築物の概要が記載されており、図面、写真及び判決文が添付されている。

これらについては、本件建築物の建築主である審査請求人にとって当然に知り得る情報であると認められ、これらを開示しても、本件特定行政庁及び実施機関における今後の建築行政の円滑な遂行に支障を来すおそれがあるとは言い難く、条例第17条第7号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

エ 文書5及び文書6について

文書5及び文書6は、本件特定行政庁が審査請求人宛てに発出した通知文の写しであると認められ、その名称については、上記アにて判断したとおり開示すべきである。また、その内容は、審査請求人が当然に知り得る情報であり、これらを開示しても、本件特定行政庁及び実施機関における今後の建築行政の円滑な遂行に支障を来すおそれがあるとは言い難く、条例第17条第7号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

(3) 本件処分の妥当性

以上のことから、本件保有個人情報につき、その一部が条例第17条第7号に該当するとして非開示とした決定については、その一部を開示すべきである。